

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		R7年10月29日			
住所 京都府城陽市上津屋境端67-2		氏名 ニック工業株式会社 代表取締役 中島正晴			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	11 台	0 台	0 台	11 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	0 台	0 台	0 台	0 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に自主点検を実施し、記録書作成後、保管</li> <li>・法定点検（1回/3年）メーカーによる点検を実施し、記録書（作業報告書）保管</li> <li>・該当機器のリスト化管理</li> </ul>			
	廃棄時				
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規設備の導入によるフロン漏洩防止</li> <li>・日常点検での冷媒漏れ点検</li> <li>・異常発生時はメーカーでの点検後に修繕又は更新計画</li> </ul>			
	廃棄時				
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規設備、更新時にメーカーと相談</li> </ul>				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。